



令和2年 2 月

長野県地方税滞納整理機構議会定例会議案

## 令和2年2月長野県地方税滞納整理機構議会定例会議案目次

第 1 号	令和2年度長野県地方税滞納整理機構一般会計予算案	1
第 2 号	令和元年度長野県地方税滞納整理機構一般会計補正予算案	3
第 3 号	長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の育児休業等に関する条例案	4
第 4 号	長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の分限に関する条例案	6
第 5 号	長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の懲戒に関する条例案	9
第 6 号	長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の給与等に関する条例案	12
第 7 号	長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の退職手当に関する条例案	14
第 8 号	長野県地方税滞納整理機構人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案	16
第 9 号	長野県地方税滞納整理機構特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	18
第 10 号	監査委員の選任について	20
報第 1 号	訴えの提起の専決処分報告	21

# 第 1 号

## 令和 2 年度長野県地方税滞納整理機構一般会計予算案

令和 2 年度長野県地方税滞納整理機構の一般会計予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ194,137 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		190,066
	1 負担金	190,066
2 財産収入		5
	1 財産運用収入	5
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		4,056
	1 預金利子	20
	2 雑入	4,036
歳 入 合 計		194,137

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		310
	1 議会費	310
2 総務費		192,827
	1 総務管理費	60
	2 徴税費	191,964
	3 選挙費	100
	4 監査委員費	322
	5 行政不服審査会費	381
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		194,137

## 第 2 号

### 令和元年度長野県地方税滞納整理機構一般会計補正予算案

令和元年度長野県地方税滞納整理機構の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 806千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 192,694 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

#### 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		189,429	△ 11,316	178,113
	1 負担金	189,429	△ 11,316	178,113
3 繰越金		10	8,910	8,920
	1 繰越金	10	8,910	8,920
4 諸収入		4,056	1,600	5,656
	2 雑入	4,036	1,600	5,636
歳 入 合 計		193,500	△ 806	192,694

#### 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		192,190	△ 806	191,384
	1 総務管理費	60	4,460	4,520
	2 徴税费	191,378	△ 5,266	186,112
歳 出 合 計		193,500	△ 806	192,694



## 第 3 号

### 長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の育児休業等に関する条例案

長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の育児休業等に関する条例を次のように定める。

令和2年2月6日

提出者 長野県地方税滞納整理機構広域連合長 阿 部 守 一

## 長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の育児休業等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の規定により、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業等)

第2条 会計年度任用職員の育児休業等については、職員の育児休業等に関する条例（平成4年長野県条例第1号）の例による。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 第 4 号

### 長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の分限に関する条例案

長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の分限に関する条例を次のように定める。

令和2年2月6日

提出者 長野県地方税滞納整理機構広域連合長 阿 部 守 一

## 長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の分限に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定により、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の意に反する休職の事由、職員の意に反する免職及び休職の手續及び効果並びに失職の例外に関し規定することを目的とする。

### (免職及び休職の手續)

第2条 法第28条第1項第1号に該当するものとして、会計年度任用職員を免職することができるのは、人事評価その他の実証に基づいて、勤務実績の良くないことが明らかな場合でなければならない。

2 法第28条第1項第2号に該当するものとして、会計年度任用職員を免職する場合又は同条第2項第1号に該当するものとして、職員を休職する場合においては、医師2名を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。

3 会計年度任用職員の意に反する免職及び休職の処分は、その旨を記載した書面を当該会計年度任用職員に交付して行わなければならない。

### (休職の効果)

第3条 法第28条第2項第1号に該当する場合における休職の期間は、法律に特別の定めがある場合のほか、広域連合長が定める任期の範囲内において、それぞれ、個々の場合について、広域連合長が定める。

2 広域連合長は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

第4条 休職者は、会計年度任用職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職期間中の給与については、別に条例で定める。

(失職の例外)

第5条 広域連合長は、禁錮以上の刑に処せられた会計年度任用職員のうち、その刑に係る罪が公務遂行中の過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとすることができる。

2 前項の規定によりその職を失わなかつた会計年度任用職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

(実施規定)

第6条 この条例の実施に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



## 第 5 号

### 長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の懲戒に関する条例案

長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の懲戒に関する条例を次のように定める。

令和2年2月6日

提出者 長野県地方税滞納整理機構広域連合長 阿 部 守 一

## 長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の懲戒に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第2項及び第4項の規定により、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の懲戒の手續及び効果に関し規定することを目的とする。

### (懲戒の手續)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

### (減給の効果)

第3条 減給は、6月以下の期間、給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員にあつては、報酬の額（給料に相当するものに限る。））の5分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

### (停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

- 2 停職者は、停職の期間中も、その職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職の期間中は、いかなる給与も支給されない。

### (裁判所に係属中の懲戒)

第5条 懲戒に付されるべき事件が、刑事裁判に係属する間においても、必要があるときは、同一事件について懲戒することが

できる。

(実施規定)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



## 第 6 号

### 長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の給与等に関する条例案

長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の給与等に関する条例を次のように定める。

令和2年2月6日

提出者 長野県地方税滞納整理機構広域連合長 阿 部 守 一

## 長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の給与等に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）の規定により、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与等に関する事項を定めることを目的とする。

### (給与等)

第2条 会計年度任用職員の給与等については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の例による。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 第 7 号

### 長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の退職手当に関する条例案

長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の退職手当に関する条例を次のように定める。

令和2年2月6日

提出者 長野県地方税滞納整理機構広域連合長 阿 部 守 一

## 長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の退職手当に関する条例案

### (目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

### (退職手当)

第2条 第2条 会計年度任用職員の退職手当については、長野県職員退職手当条例（昭和28年長野県条例第67号）の例による。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 第 8 号

### 長野県地方税滞納整理機構人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案

長野県地方税滞納整理機構人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月6日

提出者 長野県地方税滞納整理機構広域連合長 阿 部 守 一

長野県地方税滞納整理機構人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

(長野県地方税滞納整理機構人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条第1号中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 第 9 号

### 長野県地方税滞納整理機構特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

長野県地方税滞納整理機構特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月6日

提出者 長野県地方税滞納整理機構広域連合長 阿 部 守 一

長野県地方税滞納整理機構特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(長野県地方税滞納整理機構特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

題名中「職員等」を「職員」に改める。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改め、「その他の非常勤の職員」を削る。

第4条を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第 10 号

監査委員の選任について

監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

長野県千曲市杭瀬下二丁目68番地1

横尾 浩 美



# 報 第 1 号

## 訴えの提起の専決処分報告

次の事件について急施を要したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条の規定により、次のとおり令和元年12月16日専決処分したから報告します。

### 1 事件名

支払督促事件

### 2 相手方

整理番号	名称及び代表者名	住 所 (所 在 地)
1	*****	*****
2	*****	*****
3	*****	*****
4	*****	*****
5	*****	*****

### 3 事件の概要

上記2に記載の者は、いずれも第三債務者として、滞納者に対して行った債権差押に係る債権の履行がないため、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第383条の規定により、当該第三債務者に対し支払督促の申立てを行うものである。

### 4 訴訟との関係

支払督促に対し適法な督促異議の申立てがあった場合、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立て時に訴えの提起があったものとみなされるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定による議決が必要とされている。

